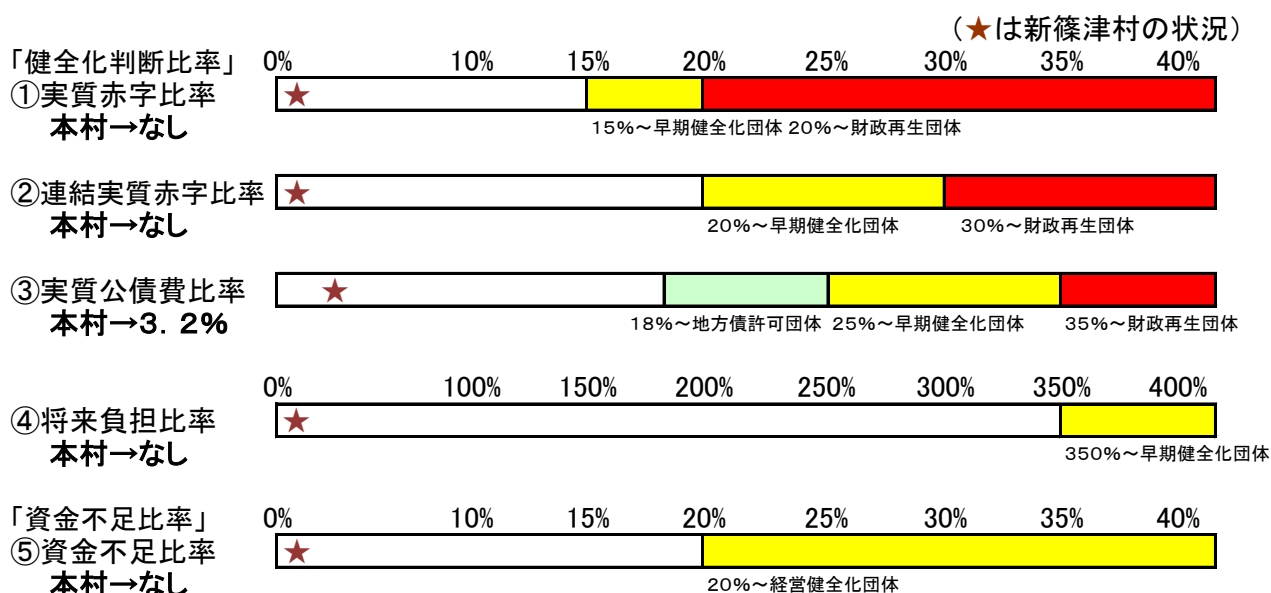


令和元年度の財政健全化判断比率をお知らせします。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度、実質的な赤字や公営企業等を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足比率（「資金不足比率」）を公表しております。
令和元年度決算に基づく、健全化判断比率・資金不足比率は、以下のとおりです。



・早期健全化基準以上になると、自主的な改善努力による財政健全化をすすめることとなり、財政健全化計画の策定（議会の議決）・外部監査の要求の義務付け等が必要となります。
※資金不足比率では、早期健全化を経営健全化に、財政健全化を経営健全化と読み替えます。

・財政再生基準以上になると、国等の関与による確実な再生が必要となり、財政健全化計画の策定（議会の議決）・外部監査の要求の義務付け・地方債が制限等により再生を行うこととなります。

・健全化判断比率・資金不足比率についても、早期健全化基準、経営健全化基準を下回っておりますが、今後も安定的な財政運営に努めてまいります。

「健全化判断比率」

①実質赤字比率とは

一般会計の歳入総額から歳出総額を差引した赤字が、村税等の一般財源（標準財政規模）に占める割合

②実質連結赤字比率とは

新篠津村の全会計を対象に歳入総額から歳出総額を差引した赤字が、村税等の一般財源（標準財政規模）に占める割合

③実質公債費比率とは

全会計と一部事務組合を合わせた元利償還金等が村税等の一般財源（標準財政規模）に占める割合

④将来負担比率とは

全会計に、一部事務組合・公社・第3セクター等を加えて、将来の債務負担がどれだけあるかを示す指標で、毎年の村税等の一般財源（標準財政規模）に占める割合

「資金不足比率」

⑤資金不足比率とは

企業会計（農業集落排水事業特別会計）の資金不足比率が営業収益に占める割合を示しており、この比率が20%を超えると経営健全化団体になります。